

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2020-24448(P2020-24448A)

【公開日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-006

【出願番号】特願2019-192575(P2019-192575)

【国際特許分類】

G 03 F 7/031 (2006.01)

G 03 F 7/004 (2006.01)

G 02 B 5/20 (2006.01)

C 09 B 67/22 (2006.01)

C 09 B 67/20 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

C 09 B 11/28 (2006.01)

【F I】

G 03 F 7/031

G 03 F 7/004 5 0 5

G 02 B 5/20 1 0 1

C 09 B 67/22 F

C 09 B 67/20 G

G 02 F 1/1335 5 0 5

C 09 B 11/28 H

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月29日(2020.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

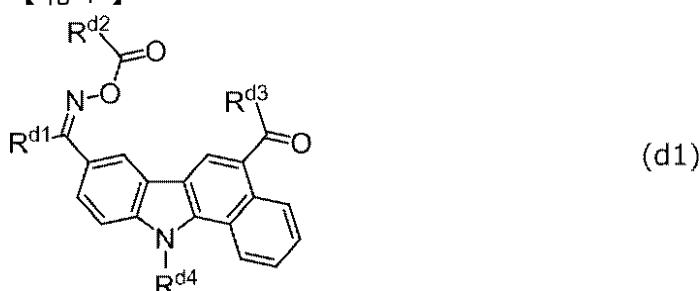
着色剤、樹脂、重合性化合物及び重合開始剤を含有し、

前記着色剤として染料と顔料とを含み、

前記樹脂としてアルカリ可溶性樹脂を含み、

前記重合開始剤として下記式(d1)で表される化合物を含む着色硬化性樹脂組成物。

【化1】



【式(d1)中、

R^{d1}は、置換基を有していてもよい炭素数6～18の芳香族炭化水素基、置換基を有し

ていてもよい炭素数3～36の複素環基、置換基を有していてもよい炭素数1～15のアルキル基、又は置換基を有していてもよい炭素数7～33のアラルキル基を表し、前記アルキル基又はアラルキル基に含まれるメチレン基(-CH₂-)は、-O-、-CO-、-S-、-SO₂-又は-N(R^{d5})-に置き換わっていてもよい。

R^{d2}は、炭素数6～18の芳香族炭化水素基、炭素数3～36の複素環基、又は炭素数1～10のアルキル基を表す。

R^{d3}は、置換基を有していてもよい炭素数6～18の芳香族炭化水素基、又は置換基を有していてもよい炭素数3～36の複素環基を表す。

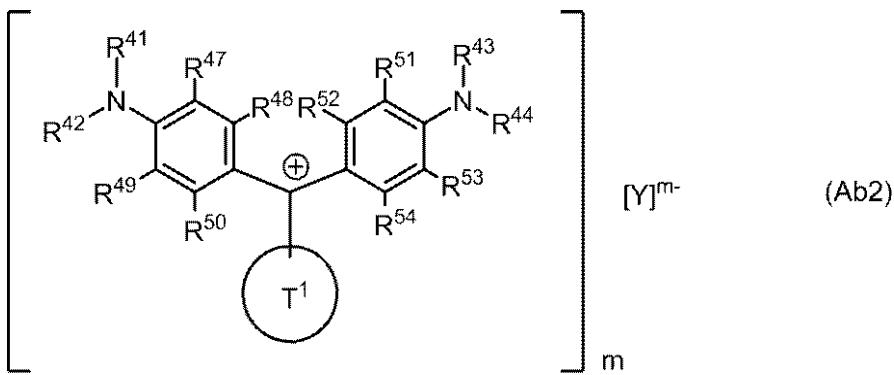
R^{d4}は、置換基を有していてもよい炭素数6～18の芳香族炭化水素基、又は置換基を有していてもよい炭素数1～15の脂肪族炭化水素基を表し、前記脂肪族炭化水素基に含まれるメチレン基(-CH₂-)は、-O-、-CO-又は-S-に置き換わっていてもよく、前記脂肪族炭化水素基に含まれるメチル基(-CH₃)は、-PO₃²⁻に置き換わっていてもよく、前記脂肪族炭化水素基に含まれる水素原子はOH基で置換されていてもよい。

R^{d5}は、炭素数1～10のアルキル基を表し、該アルキル基に含まれるメチレン基(-CH₂-)は、-O-又は-CO-に置き換わっていてもよい。】

【請求項2】

前記染料として、キサンテン染料、トリアリールメタン染料、式(Ab2)で表される化合物及びクマリン染料からなる群から選ばれる少なくとも一種の染料を含む請求項1に記載の着色硬化性樹脂組成物。

【化2】



[式(Ab2)中、R⁴¹～R⁴⁴は、それぞれ独立して、水素原子、炭素数1～20の飽和炭化水素基、置換基を有していてもよい炭素数6～20の芳香族炭化水素基又は置換基を有していてもよい炭素数7～30のアラルキル基を表し、該炭素数1～20の飽和炭化水素基において、該飽和炭化水素基に含まれる水素原子は、置換若しくは非置換のアミノ基又はハロゲン原子に置換されていてもよく、該飽和炭化水素基の炭素数が2～20である場合、該飽和炭化水素基に含まれるメチレン基は酸素原子又は-CO-に置換されていてもよい。R⁴¹とR⁴²とが結合してそれらが結合する窒素原子とともに環を形成してもよく、R⁴³とR⁴⁴とが結合してそれらが結合する窒素原子とともに環を形成してもよい。

R⁴⁷～R⁵⁴は、それぞれ独立して、水素原子、ハロゲン原子、ニトロ基、ヒドロキシ基、又は炭素数1～8のアルキル基を表し、該アルキル基の炭素数が2～8である場合、該アルキル基を構成するメチレン基は酸素原子又は-CO-に置換されていてもよく、R⁴⁸とR⁵²とが互いに結合して、-NH-、-S-又はSO₂-を形成していてもよい。

環T¹は、置換基を有していてもよい炭素数3～10の芳香族複素環を表す。

[Y]^{m-}は、任意のm値のアニオンを表す。

mは任意の自然数を表す。】

【請求項3】

前記着色剤として、フタロシアニン顔料を含む請求項1又は2に記載の着色硬化性樹脂組成物。

【請求項 4】

顔料の含有率が、固形分の総量に対して、1質量%以上、50質量%以下である請求項1～3のいずれか一項に記載の着色硬化性樹脂組成物。

【請求項 5】

重合開始剤と重合性化合物との含有量比（重合開始剤／重合性化合物）が、質量基準で、4/1000以上、35/100以下である請求項1～4のいずれか一項に記載の着色硬化性樹脂組成物。

【請求項 6】

請求項1～5のいずれか一項に記載の着色硬化性樹脂組成物から形成されるカラーフィルタ。

【請求項 7】

請求項6に記載のカラーフィルタを含む液晶表示装置。